



平成 25 年 5 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社アイロムホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 森 豊隆
(コード番号 2372 東証第一部)
問 合 せ 先
役 職 専務執行役員 社長室長
氏 名 小島 修一
電 話 03-3264-3148

取締役及び監査役に対するストックオプションに関する報酬等の件

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第361条及び第387条の規定に従って、金銭でない報酬として当社の取締役、監査役に割当てるストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び内容につき承認を求める議案を、平成25年6月27日開催予定の第16回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

(提案の理由)

当社の取締役及び監査役それぞれに対し、当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、継続的な経営改革を展開することにより、企業価値の向上を図ることを目的とし、ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額及び内容につき、ご承認をお願いするものであります。

ストックオプションとしての新株予約権の報酬等の額及び具体的な内容は、取締役（社外取締役を含みます）については、会社業績、及び当社における業務執行の状況・貢献度等を、また監査役（社外監査役を含みます）については、当社における業務執行の状況・貢献度等を基準として決定しております。

当社は、新株予約権が当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、継続的な経営改革を展開することにより、企業価値の向上を図ること等を目的として割り当てられるストックオプションであること等から、その具体的な内容は相当なものであると考えております。

現在の取締役は8名（うち社外取締役は1名）、監査役は3名（うち社外監査役は3名）ですが、第5号議案が原案通り承認可決されますと取締役の員数は5名（うち社外取締役は1名）、監査役は3名（うち社外監査役は3名）となります。

(議案の内容)

1. 当社の取締役及び監査役の報酬額は、平成14年6月29日開催の株主総会において取締役の報酬額を年額500百万円以内、監査役の報酬額を年額50百万円以内とする旨ご承認賜わり今日に至っておりますが、上記の取締役及び監査役それぞれの報酬等の各限度額内で、取締役及び監査役それぞれに対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額として、取締役について各事業年度に係る定時株主総会の日から1年の年額40百万円（うち社外取締役分は3百万円）、監査役について各事業年度に係る定時株主総会の日から1年の年額15百万円（うち社外監査役は15百万円）を上限として設ける旨をご承認いただきたく存じます。
2. 当社取締役及び監査役にそれぞれに対するストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容は以下の内容といたしたく存じます。
 - (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は1株とする。ただし、本議案の決議の日（以下、「決議日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式

分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

また、上記の他、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

(2) 新株予約権の総数

取締役、社外取締役に対して割り当てる新株予約権の総数3,000個(うち社外取締役分は300個)、監査役に対して割り当てる新株予約権の総数1,000個(うち社外監査役分は1,000個)を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限とする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日は除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という)の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)又は割当日前営業日の終値(当日に取引が無い場合にはそれに先立つ直近日の終値)のいずれか高い金額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の行使による場合を除く)又は他の種類株式の普通株主への無償割当て若しくは他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

(4) 新株予約権の権利行使期間

発行決議日後2年を経過した日から7年間とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得制限

譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

以上